

論文

中国国有企業改革の現段階

井手啓二*

要旨

中国の社会主義市場経済化および国有企業改革は、2012・13 年を画期として第 3 段階に入ったと考えられる。本稿はその歴史的な位置と改革の概要を明らかにすることを最大の狙いとしている。

中国の社会主義市場経済化および国有企業改革は、第 1 段階（1978～1992 年）においては伝統的計画経済の枠内において国有国営企業の自主権限を拡大（所有権はそのままに管理権を拡大）すること、および非国有セクター（とりわけ農業、郷鎮企業）の自由化におかれた。

第 2 段階（1992～2012 年）においては市場経済に基づいて社会主義を建設するという画期的方針転換が行われた。製品市場が育成されるとともに、管理権だけでなく所有権にふれる改革が進められた。1997 年にいわゆる「抓大放小」政策が打ち出され、中小国有企業の民営化がおこなわれた。また農村の郷鎮企業の多くは私企業に衣替えした。

第 3 段階（2012・13 年～）は、積み残し、遅延してきた生産要素市場の形成に踏み込みはじめたこと、および政府の機能と役割の変更、とくに許認可権限の大幅な撤廃・縮小が行われたことである。国有企業改革に即していえば、類型別改革（公益性分野、瞰制高地分野、自然独占分野、競争分野など）、「強く、優良で、大きな」国有企業を作る、混合所有化の推進、コーポレート・ガバナンス改革の推進などが特徴的である。国有企業改革ではどの政策・措置が改革目的である国有企業の効率化向上に大きな寄与をするかはなお今後の改革の進展に待たなければならない。

キーワード

生産要素市場、政府の機能と役割、類型別改革、資産管理から資本管理へ、混合所有化、PPP（官民連携）、コーポレート・ガバナンス改革、多国籍企業化

* 長崎大学・立命館大学名誉教授

目 次

はじめに

- I. 中国国有企業改革の第 1～第 2 段階 (1978～2012 年)
 - II. 国有企業改革の第 3 段階 (2012 年～) —基本方針, 実施状況
 - III. 国有企業改革の第 3 段階をめぐる諸論点
- 小結

は じ め に

周知のように, 中国は 2018 年に改革・開放 40 周年を迎える。この 40 年間の中国の発展は目覚ましく, 2007 年以後は毎年, 世界経済成長の 3 割強を牽引しており, 今後数十年はそうであるとみられている。中国およびアジア諸国は興隆の時代にはいったのである。ただその時代が続くためには中国経済についていえば, 安定的で持続可能な成長方式に転換していかなければならない。質と効率の向上を基軸としたインテンシブな経済発展方式への転換である。

実は改革・開放が開始された当初からこの経済発展方式の転換は目指されていたのであるが, 外資や外国技術の導入および制度改革それ自体がかなり急速な労働生産性向上を呼び起こし, 高成長をつくりだしたため, 成長方式の転換を必須の課題とせずに済んだと言えよう。

だが事態は次第に変化する。リーマンショック後の 2010 年前後から中国でも転型期にさしかかっているという広範な社会的合意が生まれる。これまでの経済発展は, 「三高一低」(高投資・高消耗・高排出・低産出) の投資・投入主導型の発展方式であり, 持続不可能という認識である。蓄積率・投資率はピークの 2010 年には 48.5% に達した¹⁾。2016 年でも 44.2% であり, このため労働分配率は 2000 年の 63.3% から 2010 年の 48.5% まで低下を続けた。2011 年が転換点である。この年から 2017 年の現在まで成長減速化が続く。

中国の経済政策の転換は 2012 年の第 18 回党大会, そして 2013 年の第 18 期 3 中全会の改革の全面深化方針を機に本格的に開始される。習・李政権成立とともにであり, リーコンミクス, 新常态論 (14 年 5 月), 供給側構造調整論 (15 年 11 月) の登場が転換を象徴する。改革・開放の第 3 段階 (1978～1992, 1992～2012, 2012～現在) の開始である。

小論で取り上げる中国国有企業の歩みも改革・開放の 3 つの段階あるいは社会主義的市場経済化の 3 つの段階に対応する。私は拙著『中国社会主義と経済改革—歴史的な位置』(1988 年 10 月, 法律文化社), および「中国の経済改革と開放政策」(関寛治・西口清勝『アジア太平洋新時代と日本』法律文化社, 1992 年 6 月) 他²⁾ において国有企業改革の第 1 段階を論じ, 論文「中国の経済発展と社会主義市場経済化の現段階」(長崎大学編『アジアの時代を迎えて』大蔵省印刷局, 1997 年 4 月) や論文「アジア経済危機後の中国経済と国有企業改革」(西口清勝・西沢信善編著『東アジア経済と日本』ミネルヴァ書房, 2002 年 12 月) 他³⁾ において第 2 段階を論じた。今次開

始された第3段階については「改革の全面的深化路線下の中国経済一習・李政権の4年」（『立命館経済学』第65巻第3号，2017年3月）他⁴⁾で素描している。

改革開放の第3段階は開始されたばかりであり，2014年が改革元年とされ，国有企業改革方針は，2015年8月の「国有企業改革深化に関する指導的方針（意見）」（8章30条）で全体設計図が示され，2016年から具体的実施に入ったところであり，国有企業改革は「試行段階」にある。したがってその全体像や成果を論ずるのは時期尚早であろう。しかし私にとっては大変興味深い改革なので，国有企業改革の40年の歴史的経過の中で今回の改革の動向を位置づけてみたい。中国には，「百年企業」や「千年企業」は北京同仁堂（創立1669年），全聚徳（同1864年）などごく少数しかないが，華為（上場会社ではないが，15万人をこえる従業員の過半が株主で全株を所有する中国を代表する巨大企業）や中国一の金持ち村といわれる江蘇省・華西村村民所有の多数の企業（2016年に国内外に254企業，資産総額534億元）など資本主義企業とは趣を異にする大変に興味深い企業が多い。私には中国国有企業もその例に見えるからである。

I. 中国国有企業改革の第1～第2段階（1978～2012年）

中国の国有企業改革の歴史は，伝統的社會主義計画経済体制下での上から指示される計画課題の執行単位から自立的経済単位への脱皮過程であると概括できる。中国の場合は，旧ソ連とは異なり，企業は経済活動の執行単位であるだけでなく従業員の生活の全てにわたり面倒をみる生活の単位でもあった。年金，住宅，医療は企業が保障していた。就業は自由ではなく行政的配分であり，その意味では職業選択や就業場所選択の自由は大幅に制限されていた。親が退職すれば子供の1人が採用されるという「頂替制度」も一部で実施されていた。また現在でも東北地方の企業を中心に「歴史的に遺留された問題」というのがある。住居の水道・光熱費および住宅の維持・管理（3供1業）や退職者の年金・医療費などを企業が負担・補助する慣行である。従業員の住居は企業が職位や勤続年数などを基準に割り当てており，住宅の配給制度が廃止されたのは，1998年秋からでそう古いことではない。住宅は企業の敷地内か，その周辺にあり水光熱費の企業負担はそれほど特異なことではない。中国の旧制度下では，企業は保養施設や宿泊所・レストランも保有していた。その名残は今でも残っている。年金，住宅，医療などを企業保障から社会保障に切り替えていくことはそう簡単なことではない。生活の保障は公務員，国有企業従業員に厚かった，つまり労働者のごく一部分にしか行き届いた生活保障は存在しなかった。集団所有制の零細企業就業者や国民の大多数を占める農民は除外されていたといっている。歴史的に古く多数の退職者を抱える企業ほどこれらの社会的負担は大きかった。新旧企業間の平等で公正な自由競争の条件・環境は存在しなかった。

もう1つの中国の特有の問題は，企業の最高意思決定機関は企業の党委員会であり，その

集団指導下にあった。党委員会は書記を最高権力者とする。いわゆるソ連のノーメンクラトゥーラ制度は中国共産党には建国前の 1940 年代初めから移入されており、解放軍・企業にも適用されていた。人民中国では改革・開放期以前の公務員や企業幹部は解放軍出身者により占められていた。これは現在でも企業のガバナンス問題において複雑な問題を作り出している。

中国国有企業改革はここから出発する。企業活動の様々な領域において企業に自主決定権を与える改革が漸進的に開始される。「増量改革」と称される漸進的改革プロセスは新旧の 2 重制度の同時存在が造り出す種々の問題を生み出しながらも、ともかくも進化し続け、1992・1993 年の指令的計画化の廃止、企業の自立性の保障に至る。社会主義的市場経済化路線の確立、国有企業改革の第 2 段階の開始である。改革の青写真は、2013 年 11 月の中共 14 期 3 中全会決定で示された。

ほとんど全ての企業を社会的所有下におくというそれまでの方針が覆され、非公有制企業の活動が容認され、1990 年代以後、非国有セクターが飛躍的に発展する。1990 年代後半の国有企業の戦略的改組方針の下で、小零細国有企業は民間に払い下げられた。非国有セクターの消極的容認から奨励という積極的容認への転換である。今日では个体企業（従業員 7 人まで。全国平均では 1.2 人、16 年就業者 12,862 万人）、および私営企業（従業員 8 人以上。全国平均 8～11 人、同 17,997 万人）の就業者合計は 30,859 万人であり、就業者総数 77,603 万人の 39.8% を占める。これに第 1 次産業就業者 21,496 万人を加えれば、就業者総数の 67.6% となる。第 1 次産業就業者には国有農場就業者や龍頭企業と呼ばれる大規模農業企業が含まれているので、厳密ではないが、以上を小営業部門としておこう。

他方、中国の大企業部門は、1990 年代後半の戦略的改組をへてその数が減らされ、相対的にスリム化された国有企業、内資私有大企業、及び外資系企業から成る。中国統計では、国有企業（16・1 万企業、2016 年就業者 6,170 万人）、会社企業（有限・株式会社、2016 年就業者 8,205 万人）、外資系企業（2016 年就業者 2,666 万人）である。この 3 者の就業者合計は 17,598 万人で、就業者の約 23% を占める。

これが多種所有制・多種経営制あるいは社会主義的混合経済である中国経済のマイクロ面の現実である。国有企業はあらゆる産業部門に存在し（国民経済の 396 部門中の 380 部門に）、経済を主導する瞰制高地分野および公共領域分野では支配的である。国有企業部門は GDP の約 4 割を生産し、投資の約 4 割、研究開発費の大きな割合を担い国民経済を主導している。

ともあれ、1992・93 年にはじまる経済改革の第 2 段階においては、製品市場の形成を基軸に市場経済環境が整備され、国有企業も新しく登場した民有企業も市場経済主体へと次第に変貌を遂げていった。だが市場経済化改革もコーポレート・ガバナンス改革も所有制度改革も初歩的あるいは半ば進められたにすぎない。呉敬璉のいう「半市場経済・半統制経済の 2 重経済制度」であり、J. コルナイのいう「ソフトな予算制約」状態はなお克服されていない。

ミクロの国有企業改革が問題になり、改革が推進されるのは、国有企業の経営不振が顕在化する時である。1990年代後半期に続き、リーマンショック後の2010年前後には再び約3割前後の国有企業が赤字を計上した。私有の赤字企業の比率はもっと高かった。1990年代末期の朱鎔基首相時代のテコ入れにより国有大企業の収益力は大幅に高まっていた。

2012・13年にはじまる経済改革・国有企業改革の第3段階は、①生産要素市場の形成の推進、②政府の機能と役割の変更、を梃に、市場経済化を深化させ、国有企業も民間企業も共に発展させる、いわゆる「国進・民進」、「国民共進」路線である。国有企業についていえば「強く、優良で、大きな国有企業をつくる」ことが目指されている。

II. 国有企業改革の第3段階（2012年～現在）—基本方針、実施状況

中国経済は、質と効率を基軸とする持続可能な経済発展方式への転換を最大の課題とする段階を迎えた。これに対応するように第18回党大会および第18期3中全会は、先述のように改革の全面的深化方針を打ち出した。第2段階との段階的相違は、①市場経済の役割を「基本的」から「決定的」に位置付け直し、積み残し、遅延してきた生産要素市場の形成に踏み込むとしたこと、②政府の役割と機能の変更を梃に、許認可権限を大幅に削減し、企業の自由と権限を拡大し、国有企業も民間企業も共に発展させるという「国進・民進」路線を掲げたことにある。

したがって金融市場（財・税改革、民資銀行設立）、労働力市場（戸籍改革）、土地市場（農地の3権分離）、技術市場、市場ルール、自然独占分野の市場価格形成など企業活動の外部的市場環境の整備が大々的に推進されることになった。国有企業自体については、グローバル経済の時代に即した国際競争力をもつ「強く、優良で、大きな国有企業」を作ること、「国有企業の活力、支配力、影響力、リスク対応能力を高める」ことが目指されている。

国有企業改革の基本方向は、2013年11月の第18期3中全会で定められ、2015年8月に「国有企業改革深化に関する指導的方針（意見）」（8章30条）にまとめられている。これを1とし、各領域の方針が具体化しているため、この総体は「1+N」文献と呼ばれている。「1+N」文献の代表的なものに次の方針がある

- 14年1月 「経済価値の増加を核として中央企業の価値管理を強化することについての指導的意見」
- 14年8月 「中央管理企業責任者の報酬制度改革方案」
- 15年8月 「国有企業改革の深化にかんする指導的意見」（中共中央、国務院、「1」）
- 15年9月 「国有文化企業の社会的功益を首位において社会的功益と経済的功益の統一実

現の推進にかんする意見」

- 15 年 9 月 「国有企業改革の深化における党建設強化の指導堅持に関する若干の意見」
- 15 年 9 月 「国有企業経営投資責任追及制度の樹立についての意見」, 「企業国有資産取引監督・管理弁法」, その後その実施方針。
- 15 年 9 月 「国有企業の混合所有制経済発展に関する意見」(国務院)
- 15 年 9 月 「市場参入のネガティブリスト実行にかんする意見」
- 15 年 10 月 「国有資産管理体制の改革・改善に関する若干の意見」(国務院)
- 15 年 11 月 「国有資産流出防止のための企業国有資産監督の強化と改善にかんする意見」(国務院弁公庁)
- 15 年 12 月 「中央企業の法治建設の全面的推進にかんする意見」
- 15 年 12 月 「中央企業のブランド建設強化にかんする意見」
- 15 年 12 月 「国有企業の役割分担と分類についての指導的意見」(商業類と公益類, 商業類はさらに競争分野, 重要産業・領域分野, 自然独占分野に 3 分類)
- 16 年 2 月 「国有科学技術型企業ストックオプション激励暫行弁法」(財政部, 科技部, 国資委)
- 16 年 6 月 「国有企業従業員居住区の「3 供 1 業」分離移交工作の指導的意見の通知」(国務院弁公庁)
- 16 年 6 月 「企業国有資産交易監督管理弁法」(国資委, 財政部)
- 16 年 7 月 「中央企業の構造調整と改組推進の指導的意見」(国務院弁公庁)
- 16 年 8 月 「国有支配混合所有制企業における従業員持ち株試点についての意見」(国資委, 財政部, 証監会)
- 16 年 8 月 「国有企業の違反経営投資責任追及制度の樹立にかんする意見」(国務院弁公庁)
- 16 年 8 月 「中央企業の機能分類評価の改善実施にかんする方案」(国資委, 財政部)

以上多数で多岐にわたる方針決定から, 今回の改革が多方面にわたる本格的なものであることがうかがえよう。あしかけ 4 年かけて練り上げられた「国有企業改革深化にかんする指導的方針」(15 年 8 月)は, 2020 年までに重要領域と鍵となる関節で決定的成果を挙げるとしており, ①類型別改革推進, ②現代的企業制度の整備, ③国有資産体制の整備, ④国有資産流出防止の強化, ⑤国有企業改革の良好な環境条件の創造を掲げている。

今次国有企業改革で特に目立つのは, ①資産管理から資本管理を主とする国有企業の収益性の強化を狙いとする新たな戦略的改組, ②類型別改革の推進, ③混合所有制の推進, ④近代的企業制度の確立(専門的経営者の招聘, 取締役会の確立)であろう。

今次の国有企業改革では競争分野の国有企業の全資産を株式に転換する方向であり, 国有資産管理体制は, 国有資産監督管理委員会—国有資本投資公司(瞰制高地分野), 国有資本運営公

司一国有株式制企業の3級管理体制をとる。公益類の国有企業は民生の保障、社会へのサービス、公共財・サービスの提供を主目標とし社会的評価を考慮した業績評価が実視されるが、商業類（競争分野の商業1類および寡制高地分野の商業2類）に属する国有企業分野では収益性が徹底して追求される。そのため主要業務への集中、国有資本の再配置、国有企業の合併改組、管理階層の圧縮化と人員の簡素化、ゾンビ企業の整理、3供1業など歴史的に解決が残された問題などの処理が進められる。

16・17年の国有企業改革の10項試点は、①取締役会職権の実質化、②経営管理者の市場化招聘、③職業管理者制度の推進、④企業報酬分配差異化改革、⑤国有投資運営公司、⑥中央企業合併・改組、⑦主要領域混合所有制改革、⑧混合所有制企業従業員持ち株制、⑨国有企業情報公開工作、⑩企業の社会機能の剥離と歴史的に残された問題、である。16年の試点中央企業は表1のようであった。

表1 2016年中央企業 試点状況

試点内容	試点企業
国有資本投資運営公司試点	中糧集団、国投公司、誠通公司、中国国新
国有資本投資公司試点	新華集団、宝鋼、武鋼、中国五鈦、招商局集団、中交集団、保利集団
中央企業合併改組試点	中国建材と中材集団、中遠集団と中国海運、中電投集団と国家核電、武鋼と宝鋼
取締役会職権実質化試点	中国節能、中国建材、国薬集団、新興際華
社会的機能の企業からの分離と 歴史的遺留問題の解決	地方省市
中央企業情報公開工作試点	中糧集団、中国建築

(出所) 國務院發展研究中心企業研究所『中国企業發展報告 2017』中国發展出版社、2017年1月、80ページ。

以上のように国有企業改革は多方面にわたる。ここでは①国有企業の資本管理の効率化・合理化をめざしての合併・改組、②混合所有化、及びPPPの推進、③現代的企業制度（公司化改革）の確立、の3点を中心に改革推進状況を見ておきたい。

①国有資本管理の改革、企業集団の合併・改組

中国の国有企業は中央政府所属企業と地方政府（省市・県級）所属企業に分かれる。財務省統計では2014年末で16.1万企業（中央企業5.4万、地方企業10.6万）である。中央企業は4類あり、①2003年設立の国有資産監督管理委員会（国資委）の管理下の企業（狭義の中央企業）、②銀監会・保監会・証監会の管理下の国有5大銀行、3大政策性銀行、③國務院のその他各部および大衆団体管理下の企業、④國務院直属の中国鉄路総公司、中国投資有限責任公司、である。

狭義の中央企業（央企）は 2003 年当時は 196 企業集団あったが、2010 年 2 月には 128 企業集団、2012 年には 115 企業集団、2016 年には 102 企業集団、2017 年には 98 企業集団に統合された（表 1 参照）。第 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015 年）が「強く、優良な、大きな国有企業」の創出方針を掲げ、以後毎年約 10 企業集団の統合を進めたからである。第 18 回党大会～第 19 回大会の 5 年間では 34 企業集団の合併・改組が行われた。地方企業でも合併・改組が進められ、中央企業と同じくその過程で法人管理層級の圧縮（4～17 層級を 3～4 層級へ）、ゾンビ企業の清算（17 年に国有企業数は 6,359 企業減少した）、主要業務への集中措置（120 の央企の 80 余は不動産業に従事していた。その禁止など）が講じられている。

中央企業相互間、あるいは中央企業と地方国有企業間の株式相互持ち合いも 2015 年以後進められている。2017 年の事例では、中国石油天然ガス株式有限公司の 4.4 億 A 株と鞍山鋼鉄集団有限公司の 6.5 億 A 株とが交換された。戦略的提携から株式相互持ち合いに進んだ例で、株主多元化の一例である。

②混合所有化、従業員持ち株制、PPP（官民連携）の推進

混合所有化は、増資、資産改組、上場などにより、投資主体を多元化すること、国有企業の全体あるいは主要業務の上場など株式会社化改革、そして従業員持ち株制の導入や債務の株式への転換により進められており、今次改革の重点の 1 つとなっている。中央企業の混合所有制化は 2017 年に 5 月には 68% に達した。

混合所有化の推進については 2017 年の前稿⁵⁾ でやや詳しく述べたのでここでは省略する。

PPP（官民連携）は、インフラ整備を中心に公共領域、準公共領域で大規模に進められており、17 年までに約 8,000 項目に達しており、世界最大の規模であり、中国の特徴の 1 つとなっている。17 年 7 月までに PPP の契約額は 19 領域 3.4 兆元に達したとされる。また北京市は 2017 年 2 月までに 300 弱の項目で 2,600 億元、重慶市は 20 項目 1,890 億元などの社会資本を吸引したと報道されている。

③企業のガバナンス改革

株主総会、取締役会、監査役会の確立、外部取締役、専門的管理層の招聘・選抜、管理層・社員の報酬や待遇の健全化などが推進されている⁶⁾。外部取締役、外部監査役、専門的管理幹部の国内外からの登用が目立つ。17 年 5 月までに取締役会を確立した央企は 85 集団、外部取締役は 389 名、専任外部取締役は 26 名に増加したと報じられている。

また自然独占分野や金融部門の経営者の高額報酬や社員の高賃金にメスが入れられ、適正化が図られている。株式会社化が進められてきたにもかかわらず、株主総会、取締役会、監査役会がいまだに確立していないことは驚きであるが、その設置が進められている。取締役会未設置企業では党書記が取締役会長を担当することが明確にされている。日本では企業における党組織の設置推進が合理的経営を阻害するものとして大きく報道されているが、中国の論理では

中国企業の以上のような状況の中で管理層の責任の明確化を意図している側面も見ておかなければならない。98 集団の央企についていえばその経営パフォーマンスは国资委が出資人として相当厳しい評価をして監督しているので合理的経営は一定確保されている。地方国有企業の 92% は取締役会を設立し、多くの本部要員数を圧縮した。北京市の 2016 年の事例では、39 重点企業で取締役会を設立した。京投公司の場合は取締役 9 名のうち外部取締役は 5 名という。取締役会未設置 44 企業では党書記が取締役会長担任とされ責任の明確化が行われている。また 50 余企業で管理職員の競争的選抜・招聘がおこなわれ、158 名が登用されたという。

Ⅲ. 国有企業改革の第 3 段階をめぐる諸論点

繰り返し述べてきたように、第 18 回党大会が改革の全面的深化路線を打ち出し、2020 年にむかって「完備された社会主義市場経済体制」への歩みを進めることになった。市場経済化の徹底方向である。ただあくまで社会主義を前提とした市場経済化の徹底であり、私有制を前提とした資本主義市場経済化が目指されているわけではない。日本では、市場経済化と資本主義化を区別できない人が多いので、一定規模の社会的所有を堅持して進められる中国の市場経済化を不徹底とみなしたり、私有化が進められていないから国有企業改革が進展していないものと決め込む無理解・誤解が支配的である。

中国では段階を追って漸進的に市場経済化が進められ、国有企業を含め多種の経済主体が次第に自立した近代的・合理的経済主体への進化を継続している。このなかで中国の企業は、国際的競争力を備えた「強く、優良で、大きな」国有企業・私有企業の形成に向かっている。フォーチュン社が発表する「世界 500 強」入りの中国企業は 1990 年には国有企業 1 社であったが、2005 年には 15 企業（すべて国有企業）、2015 年には 93 企業（うち 88 企業は国有企業）と年を追って増加してきたことは周知のことであろう。最新の 2017 年発表の「世界 500 強」には中国大陸企業は 103 社が入り、そのうち 93 社は国有・国有支配企業である。ちなみに日本企業は 51 社であった。これは中国経済体制改革や国有企業改革が成功裡に進められ成果をあげていることを端的に示すものである。

国有企業はさまざまなデータを見る限り私有企業より効率が悪い。何よりも赤字企業の比率は私有企業に比べて遥かに多い。他方巨額の黒字を出している国有企業も多い。これは独占的地位を利用してのことだとも指摘されている。恐らくそうであろう。資本主義国の巨大企業もその多くは独占的・寡占的地位の故に巨額の利潤を確保しているのと同じである。中国の国有企業の効率が悪い原因の一つは、国有企業の労働者の高賃金や福利厚生が手厚いためである。さらに税及び社会的負担も私有企業に比べて重い。私有企業や外資系企業はその真逆で農民工の利用が多く、低賃金かつ低福利である。また国有企業の債務比率が私有企業に比して高

いことも収益率を下げている。一般に国有企業の効率が低い原因は、①委託—代理層級の多さ(通常、国資委—親会社—子会社—孫会社の4層。2016年の中央企業のうち1,000社以上の傘下企業を持つ集団は12社あった)、②所有権の不明確(国民のものであり、誰のものでもない)、③権限と責任の失衡、④企業目標の多元化、にあるとされている。「親方日の丸」、「ソフトな予算制約」と言われるように効率化を迫られない事情はある。しかし中国のデータによれば、集団企業が私有企業や外資系企業より効率が高いという統計がある。異なる所有形態の効率比較は少し慎重でなければならない。資本主義国でもシンガポールの国有企業は効率的に運営されており、中国はこれをモデル(テマセク・モデル)としている。また同族会社の多い国では国有企業の方が効率は高い。中国はその歴史的伝統から私有企業は同族会社が多いので、中国の場合、改革が進めば国有企業の方が効率が良くなる可能性は高いと考えられる。

中国の党・政府の指導部は2020年までに重要領域で改革の全面的深化の決定的成果を挙げるとして、これまでの改革で先送りされてきた「深水区」、「難関」の制度改革にとりくんでいる。現在「深水区」、「難関」と認識されているのは、生産要素市場の形成にかかわる戸籍制度改革、所有権改革、コーポレート・ガバナンス改革、財・税制改革、金融改革、価格改革、社会保障制度改革などである。市場経済化改革の進展を見るとき、市場経済主体の形成、市場経済の客体的条件・環境の形成の双方を見ておかなければならない。国有企業改革は言うまでもなく市場経済主体のうちの重要な改革の一つに属するが、市場経済化過程の一部にとどまる。第18回党大会以後の5年間に戸籍制度改革、財・税制改革、金融改革、価格改革、社会保障制度改革が相当進んできたことはそれなりに知られていよう。例えば価格改革ではとくに2016年に電力、天然ガス、医療サービス、交通運輸の4領域の価格改革が進められ、2017年にはそれに加えて農産品、水資源、行政・企業サービス手数料の7領域の価格改革が進められ企業負担コストの削減が図られている。

今次改革の目標年度は2020年である。国有企業改革の中心目的は効率の向上であり、国際競争力をもつ優良企業を育成していくことであり、そのために公正で自由な市場競争環境の整備、コーポレート・ガバナンス改革、所有制度改革が進められている。私の理解では、社会主義市場経済化路線を進めるにあたって基軸になるべきは、あらゆる経済主体に対し公正で自由な競争環境を整備することである。質と効率向上はこれによって実現される。市場経済・市場メカニズムの魂は公正な自由競争であるからである。国有企業であれ、私有企業であれ、外資企業であれ、はたまた大企業、中小企業であれ、それぞれ長所と短所をもっている。私有化しなければ効率が向上しないというのは偏見であり俗論であることは日米欧の資本主義の現実が示している。

社会主義を目指す中国でも「市場の見えざる手」と「政府の見える手」の最適組み合わせ、社会的所有と私的・資本主義的所有の最適混合比率は、公正な自由競争を実現する中で探索し

ていかなければならないものであらかじめ決めることはできない。2017年10月に開催された中国共産党第19回党大会は中国の長期発展構想として新たな3段階戦略（～2020年、2020～2035年、2035～2050年）を打ち出した。それによれば社会主義的近代化の基本的実現は2035年と従来の理解よりも15年前倒しされている。とすれば2035年頃までに完備された社会主義市場経済や効率的で近代的な国有企業が実現されることを見込んでいると判断して大過ないであろう。その時点で国有セクターと私的セクターがどう変化し、どのような経済主体が新たに登場しているか大変興味深い。

今次改革では、公益性類をのぞく国有企業は、より徹底して収益性を追求することになる（資産管理から資本管理へのシフト）。国有資本の流動化と再配置だけでも効率化は上昇する。国有企業の配置には相当大きな変化が生まれることになるろう。とくに現状では最も多い一般競争分野の国有企業の多くが退出するのか、引き続き競争企業との競争に耐えうるのか注目点である。

今次国有企業改革の重点突破口とされる混合所有制改革は、国有企業の支配力の強化を意図し、当面の高い国有企業債務比率（槓桿率）を引き下げ、金融リスクを回避しようとする意図もある。自然独占分野では民間資本の参入上限（持ち株比率30%あるいは3分の1）があるが、それ以外の分野では、私有化の中間経路になるという理解をする論者がいる。どの方向に進行するか、注目点である。

改革・開放の過去40年を振り返れば、非社会的所有とりわけ小規模な経済セクター（私営経済と個人経済）が激増し比重を高めてきた。この5年間は特に顕著であった。とくに2014年からの創新創業政策（双创）の展開により、起業が奨励され、また企業家精神、職人精神の発揚が図られ、「融資難・融資高」の改善、企業負担の軽減策（減税、失業・年金保険料引き下げなど）が講じられた効果である。

12年からの5年間で、私営経済・個人経済の戸数が激増し、就業者は2011年の18,299万人から2016年の30,859万人へと1.2億人以上増加した。私営経済および個人経済の就業者は全就業者数77,603万人の39.8%をしめるに至っている。この小営業部門の今後の動向も注目点である。

関連して農業にふれておけば、農地の所有権・請負権・経営権の3権分離がすすめられ、農地の流動化が加速し、それとともに新経営主体が増加している（16年280万戸。大規模專業農家「家庭農場」87.7万戸、各種農民協同組合179.4万社、メンバーは農家の44.4%、このほか農業専門企業「龍頭企業」が存在する）。

小 結

筆者は 50 余年にわたり中国を傍らから観察しているが、その急速な発展と変化、およびそのなかなか変わらぬ側面（例えば、戸籍制度、人治、権威主義、言論の自由など）にいつも驚きを覚え、なぜかくも急速に変わるのか、なぜある側面はなかなか変わらないのか、その原因・理由を自問することが多い。

2018 年は改革・開放 40 周年であるが、市場経済化についていえば、市場経済化は過去 40 年間ゴー・アンド・ストップを繰り返しつつ漸進的に進化してきた。本稿でも繰り返し触れてきたように市場経済化はなお道半ばである。したがって市場経済化は、未完であり、不足している。他方、市場経済化に伴う固有の欠陥に対する社会的・市民的規制も不足している。格差拡大や汚職・腐敗、不公平感の増大はここから当然生じる。個人所得税制の不備（累進性が低く、課税最低基準が高い。そのため地方財政は土地使用権譲渡収入に依存している）、相続税の欠如、キャピタルゲイン課税の不備、社会保障制度の逆再配分機能などは是正されなければならない。また中国で生活してみれば、すぐに気が付くことであるが、生活必需品の多くが中国産であっても外資系企業の製品である。ブランド品ほどそうである。歯磨き、化粧品、お茶、食用油、インスタントラーメン、ハムなど肉加工製品、スナック菓子、飲料、炊事用品、便器等々である。なぜ美味しいうどんや蕎麦はないのか？ なぜ一流スーパーでも買いたい魚が少くないのか？ なぜすぐ壊れる製品が多いのか？ 後発国である、発展途上国であるからと一言で片づけることもできるが、中国が先進国化するためには中国企業が今後解決すべき課題である。近年、工匠精神、創新、百年企業、中国ブランド育成などが称揚されているから解決方向ではあるのだが。

国有企業改革をめぐる中国にはなお大きな見解の相違がある。端的に言えば、私有化を目指す見解と社会的・市民的所有を重視する見解とがある。現在重視されている混合所有化についてもこれを私有化への過渡的・中間的段階とみなす見解⁷⁾と、社会的所有の影響力拡大とみなす両極端の見解がある。見解の相違は社会的所有、私的所有、市場メカニズムの 3 者の関係をどう理解するかにかかっている。ここでは詳述しないが、日本では私的所有なしに市場メカニズムは機能しないという伝統的見解が多数派である。このような理解では中国経済の現実の理解は難しい。中国にはもっと協同組合的・市民的企業が増えることが望ましい、というのが私の理解である。

ともあれ、中国の国有企業改革は少しずつ前進している。2020 年に満足すべき状態にあるとは信じたいが、それでも現状より進化していることは確実であろう。また機会を得て習・李政権の下の改革の進捗について論じてみたい。

謝辞

中西一正先生がめでたく定年退職を迎えられる。私との関係では氏は最初は私の大学院ゼミ生であり、後には学部同僚であった。氏が学部を卒業されてからの付き合いであるから 1975 年から 40 余年となる。この間私の学部ゼミのチューターにはじまり、同僚として援助・苦言もいただいた。公私にわたり援助をうけ、また氏の生き方から影響を受けてきた。私が 1994 年 4 月に長崎大学に転じてからも変わらず細やかな配慮を示されてきた長年にわたる氏のご厚情に対し深い感謝の意を表したい。

<注>

- 1) この投資率は異常に高い。中国でも投資率は実態とかけ離れており投資率算定が問題にされ、10 数ポイント高いという指摘もあるが、ここでは立ち入らない。
- 2) 拙稿「市場経済化・所有制度変革と合理的経営主体の形成—中欧三国と中国のアプローチ」日本経営学会編『世界経済構造の変動と企業経営の課題』千倉書房、1992 年 9 月。
- 3) 拙稿「中国の都市住宅制度改革—国有企業改革、市場経済化の一側面」『関西大学商学論集』第 47 巻第 2・3 合併号、2002 年 8 月。
- 4) 拙稿『『改革の全面的深化』と中国経済のゆくえ』『経済』2014 年 1 月号、同「転型期の中国経済—『新常态』と第 13 次 5 ヵ年計画』『経済』2016 年 1 月号。
- 5) 拙稿「改革の全面的深化路線下の中国経済—習・李政権の 4 年」『立命館経済学』第 65 巻第 5 号、2017 年 3 月、43 ページ。
- 6) 次を参照。楊秋麗「コーポレート・ガバナンス：会社機関構造における日中韓の比較」、中川涼司・高久保豊編著『東アジアの企業経営』、ミネルヴァ書房、2017 年 9 月。
- 7) 張文魁「混合所有制是一条中間道路」『中国改革』2015 年 4 月。

Present Stage of Chinese Reform on State Owned Enterprises

Keiji Ide *

Abstract

Chinese reform of marketization and state owned enterprises (SOEs) has proceeded to the third stage in 2012-13. In this article, the author clarifies outline of the reform process in historical perspective.

In the first stage of the reform in 1978-1992, SOEs has been enjoyed enlargement of managerial decision making within the framework of traditional planned economy, but not touched on ownership right. In this period, non-state sector especially in rural district also had expanded.

In the second stage of the reform in 1992-2012, radical change had occurred, Chinese communist party adopted new policy line, namely socialism which based on market economy. Market of product and ownership reform had been introduced, small and medium size enterprises also had been privatized.

The third stage of Chinese reform started in 2012-2013, marketization in the field of production factors have been deepened. The other characteristic feature of the reform introduced is employment of diversified reform measures according to product nature and industry characteristics. Main purpose of SOE's reform in this time is to produce strong, excellent and big state owned enterprises which will be realized through strategic readjustment of state owned asset.

Keywords:

market of production factor, function and role of government, classification reform, from asset management to capital management, mixed ownership, public private partnership, corporate governance, multinational enterprise

* Emeritus Professor of Nagasaki Univ. & Ritsumeikan Univ.